

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
処遇改善計画書(令和 5 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジンニイカワロウジンフクシカイ			
法人名	社会福祉法人 新川老人福祉会			
法人所在地	〒 937-0807	富山県魚津市大光寺450番地		
フリガナ	オバタ ケイコ			
書類作成担当者	小幡 恵子			
連絡先	電話番号	0765-24-8822	E-mail	nrf@jasmine.ocn.ne.jp

【本計画書で提出する加算】※取得予定の加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。



介護職員処遇改善加算
(処遇改善加算)



介護職員等特定処遇改善加算
(特定加算)



介護職員等ベースアップ等支援加算
(ベースアップ等加算)

2 賃金改善計画について<共通>

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・本計画書2(2)、2(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
- I【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- II【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
- III【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回
- IV【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること

(1) 加算額を上回る賃金改善について(全体)

取得予定の加算の合計		
① 令和 5 年度の加算の見込額	99,301,844	円
② 賃金改善の見込額 (①の加算の見込額を上回ること)	100,712,368	円

(2) 加算額を上回る賃金改善について(内訳)

	要件 I		要件 II		要件 III	
	処遇改善加算	☒	特定加算	☒	ベースアップ等加算	☒
① 令和 5 年度の加算の見込額	65,824,422	円	20,924,878	円	12,552,544	円
② 賃金改善の見込額 (①の各加算の見込額を上回ること)	(a) 66,555,000	円	(b) 21,071,400	円	(c) 13,085,968	円

【記入上の注意】

- ・(a)には、処遇改善加算の算定により実施される介護職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(b)には、特定加算の算定により実施される介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額を法人で計算し、直接記入すること。
- ・(c)には、本計画書5(1)に記入した介護職員及びその他の職員の賃金改善の見込額の合計が自動的に転記される。
- ・(a)～(c)には、それぞれの加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

(3)加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことについて

- ・ 上記に加えて、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを下欄へのチェック(✓)により誓約すること。

☒	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	← ☐ 要件Ⅳ
-------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------

※「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(3)を参照すること。
ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることと算定要件を満たすこととする。

3 介護職員処遇改善加算の要件について

(1)賃金改善を行う賃金項目及び方法

①処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	66,555,000 円	☐
②賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)	
賃金改善を行う給与の種類	☒ 基本給 ☐ 手当(新設) ☐ 手当(既存の増額) ☒ 賞与 ☐ その他 ()	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) ☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し ☐ その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。 第8条 2 令和4年3月31日現在の格付け給与からの昇給分について、介護職員処遇加算対象職員に関しては介護職員処遇改善加算を充てる。第10条 3 介護職員処遇改善加算対象の職員の特殊業務手当は、介護職員処遇改善加算を充てる。第27条 介護職員処遇改善手当・介護職員等特定処遇改善加算手当は、厚生労働省の定める支給対象職員及び法人が指定する職員を対象とする。 2 介護職員処遇改善手当・介護職員等特定処遇改善加算手当の支給額は、厚生労働省の定める加算制度による加算に合わせて、法人(または理事長)が定める額とする。支払時期は3月賞与とし、対象者については法人が指定する職員であり、当該年度に全て勤務することを原則とする。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 平成 21 年 10 月 (☒ 実施済 ☐ 予定)	

(2)キャリアパス要件

- ・ 次の要件について該当する場合チェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。加算Ⅲの事業所の場合もキャリアパス要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすこと。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」 ☒ 該当 ☐
イ 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。	加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」、加算Ⅲの場合もいずれか「該当」 ☒ 該当 ☐				
イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。					
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<table border="1"><tr><td>☒ ①</td><td>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること 職場内研修計画を作成し、研修受講後には必ず報告書を提出してもらい、研修内容を深く理解してもらうことで職員の資質向上を図っている。また、研修受講者が職場内で伝達講習会を開催している。更に、職員が自己研鑽し利用者へのサービス向上や技術向上に取り組むため、実践に基づいた研究レポートの取り組みを推奨し、優秀なものを表彰するとともにレポート集を各事業所へ配布し、事業所内での勉強会の資料として活用している。</td></tr><tr><td>☒ ②</td><td>資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること 資格取得のための研修には、休暇の優先取得のほか勤務シフトの配慮を行っている。</td></tr></table>	☒ ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること 職場内研修計画を作成し、研修受講後には必ず報告書を提出してもらい、研修内容を深く理解してもらうことで職員の資質向上を図っている。また、研修受講者が職場内で伝達講習会を開催している。更に、職員が自己研鑽し利用者へのサービス向上や技術向上に取り組むため、実践に基づいた研究レポートの取り組みを推奨し、優秀なものを表彰するとともにレポート集を各事業所へ配布し、事業所内での勉強会の資料として活用している。	☒ ②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること 資格取得のための研修には、休暇の優先取得のほか勤務シフトの配慮を行っている。
☒ ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること 職場内研修計画を作成し、研修受講後には必ず報告書を提出してもらい、研修内容を深く理解してもらうことで職員の資質向上を図っている。また、研修受講者が職場内で伝達講習会を開催している。更に、職員が自己研鑽し利用者へのサービス向上や技術向上に取り組むため、実践に基づいた研究レポートの取り組みを推奨し、優秀なものを表彰するとともにレポート集を各事業所へ配布し、事業所内での勉強会の資料として活用している。				
☒ ②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること 資格取得のための研修には、休暇の優先取得のほか勤務シフトの配慮を行っている。				
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。					

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 ☒ 該当 ☐	
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。		
	具体的な仕組みの内容(該当するものを全てにチェック(✓)すること。)	☒ ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 ☒ ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 ☒ ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。	
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。		

※キャリアパス要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1) 特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が、他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額が、その他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合は、この限りではない。⇒4(1)②(カ)に記入)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とする(C)の職員の改善後の賃金が、年額440万円を上回らないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

① 特定加算による賃金改善の見込額(再掲)	21,071,400 円		
② 特定加算による平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
(ア) 特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	☒	☒	☒ ☐
(イ) 一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	49.0 人	104.0 人	30.0 人
(ウ) 特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	1.1 :	1.0 :	0.5 ☐
(エ) 要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	11,171 円	10,156 円	5,078 円
(オ) 配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(6,568,817 円)	(12,674,526 円)	(1,828,057 円)
(カ) BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入		円	円
(キ) 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)		4,267,373 円	← ☐ 要件Ⅶ
(ク) 経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数		14 人	← ☐ 要件Ⅷ
(ケ) 本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複除く)		14 か所	←
(コ) 「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由			
☐ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 ☐ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 ☐ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 ☒ その他(法人規模に対して事業所数が多く、また事業所の人員費における収支差額の考慮、年齢及び職務経験における給与の不等が生じないように管理者を配置している等)			

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)	○
経験・技能のある介護職員(A)の考え方	介護職員として当法人に勤続10年以上勤務し、介護福祉士の資格を有する者	
	(4(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)	
賃金改善を行う給与の種類	☐ 基本給 ☒ 手当(新設) ☐ 手当(既存の増額) ☒ 賞与 ☐ その他 ()	
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)	
	☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し ☐ その他 ()	
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。	
	第27条 介護職員処遇改善手当・介護職員等特定処遇改善加算手当は、厚生労働省の定める支給対象職員及び法人が指定する職員を対象とする。 2 介護職員処遇改善手当・介護職員等特定処遇改善手当の支給額は、厚生労働省の定める加算制度による加算に合わせて、法人(または理事長)が定める額とする。支払時期は3月賞与とし、対象者については法人が指定する職員であり、当該年度に全て勤務することを原則とする。 3 介護職員特定処遇改善加算について、暫定として月額改善加算手当として支給する。特定処遇改善加算手当(①当法人にて10年以上勤務の介護福祉士で常勤職員 10,000円/月額 ②上記以外の介護に携わる常勤職員 7,000円/月額 ③上記以外の常勤職員 5,000円/月額 4 上記の差額については、今までとおり3月の支給とする。尚、令和5年度の金額とし、令和6年度以降について変更する場合もある。変更があり得る場合、金額の減額もあり得る。	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。	
	(上記取組の開始時期) 令和 1 年 10 月 (☒ 実施済 ☐ 予定)	

(3)見える化要件について

・実施する周知方法について、チェック(✓)すること。

ホームページへの掲載	☒ 「介護サービス情報公表システム」への掲載
	☒ 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	☐ 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示
	☐ その他 ()

5 介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

(1)ベースアップ等加算の配分要件

・ 5(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
Ⅹ 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

①ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(② i・ii の合計)		13,085,968 円	
②ベースアップ等加算による賃金改善の見込額(内訳)			
介護職員	i)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	12,341,310 円	(86.67) % ← ☐
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)	10,696,234 円	
	(括弧内は月額)	(891,353 円)	
その他の職種の	ii)ベースアップ等加算による賃金改善の見込額	744,658 円	(86.08) % ← ☐
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善の見込額(年額)	641,034 円	
	(括弧内は月額)	(53,420 円)	

要件区

(2)賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)		○
賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等 (必ず選択)	☐ 基本給 ☒ 決まって毎月支払われる手当 (新設) ☐ 決まって毎月支払われる手当 (既存の増額)	
	上記以外 (必ず選択)	☐ 手当 (新設) ☐ 手当 (既存の増額) ☐ 賞与 ☒ その他 (法定福利費)	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) ☐ 就業規則の見直し ☒ 賃金規程の見直し ☐ その他 () (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。		
	(業務手当)第28条 業務手当は、介護職員処遇改善支援補助金を財源とし、介護職員並びに職員にも補助金を財源とし、金額は理事長が決め支給する。(2月~9月までとし、10月から国の制度が変更になればそれを準用する) 直接介護職員 別に定める 介護職員以外 別に定める * 常勤直接処遇職員 7,000円 常勤その他職員 3,000円 パート直接処遇職員 勤務時間により 5,000円、3,500円、2,000円、1,000円のいずれか		
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 4 年 2 月 (☒ 実施済 ☐ 予定)		

6 職場環境等要件について＜処遇改善加算・特定加算＞

【処遇改善加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。(ただし、取組を選択するに当たっては、本計画書3(2)「キャリアパス要件」で選択した事項と重複する事項を選択しないこと。)

【特定加算】

- 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容	○
入職促進に向けた取組	☒ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	
	☐ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	
	☒ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	
	☐ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☒ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	
	☐ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	
	☐ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入	
	☒ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	
両立支援・多様な働き方の推進	☒ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	
	☒ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	
	☐ 有給休暇が取得しやすい環境の整備	
	☐ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
腰痛を含む心身の健康管理	☒ 介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	
	☒ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	
	☒ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	
	☒ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための業務改善の取組	☒ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	
	☐ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化	
	☐ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	
	☐ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの醸成	☒ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	
	☒ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	
	☐ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	
	☒ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

7 要件を満たすことの確認・証明＜共通＞

- ・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例	○
☒ 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程	
☒ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細	
☒ 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証	
☒ キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画	
☒ 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
☒ 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
☒ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 4 月 11 日 法人名 社会福祉法人 新川老人福祉会
代表者 職名 理事長 氏名 保里 真理子

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について<共通>	
処遇改善加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	☐
(2) 特定加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	☐
ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が加算の見込額を上回ること	☐
(3) 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約すること	☐

3 処遇改善加算の要件について	
(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	☐
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅰを満たしていること	☐
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅱを満たしていること	☐
(2) 具体的な取組内容が記入・選択されていること	☐
処遇改善加算Ⅰを取得する事業所がある場合に、キャリアパス要件Ⅲを満たしていること	☐
具体的な仕組みの内容が選択されていること	☐

4 特定加算の要件について	
法人で設定したA:Bの配分比率が要件(A>B)を満たしていること	☐
法人で設定したB:Cの配分比率が要件(B≥2C)を満たしていること	☐
(1) 「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	☐
特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	☐
Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・予防・総合事業での重複を除く)	☐
(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	☐
「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	☐
(3) 見える化要件について、実施する周知方法が選択されていること	☐

5 ベースアップ等加算の要件について	
(1) 介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	☐
その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	☐
(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法が記入・選択されていること	☐

6 職場環境等要件について<処遇改善加算・特定加算>	
処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	☐
特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	☐

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>	
必要な項目が全て選択されていること	☐

別紙様式2-2 介護職員処遇改善加算(施設・事業所別個表)

法人名 社会福祉法人 新川老人福祉会

処遇改善加算額(見込額)の合計[円](別紙様式2-1 2(2)①に転記) 65,824,422

介護保険事業所番号	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬 後給単位 数[単位]	1単位あたり の単価[円] (b)	算定する 新規・継続の別	加算率 (c)	算定対象月 (d)	処遇改善加算 の見込額[円] (a×b×c×d)
1	1670400199	富山県	魚津市	特別養護老人ホーム新川ウイラー	介護老人福祉施設	965.878	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	9,620,160
2	1670400546	富山県	魚津市	特別養護老人ホーム新川ウイラー	(介護予防)短期入所生活介護	0	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0
3	1670400660	富山県	魚津市	特別養護老人ホーム新川ウイラー東館・新館ユニオ	介護老人福祉施設	1,641.289	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	16,347,240
4	1670400660	富山県	魚津市	特別養護老人ホーム新川ウイラー東館・新館ユニオ	(介護予防)短期入所生活介護	0	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0
5	1690400021	魚津市	魚津市	地域密着型特別養護老人ホーム片貝ウイラー	地域密着型介護老人福祉施設	589.449	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	5,870,880
6	1670400538	富山県	魚津市	地域密着型特別養護老人ホーム片貝ウイラー	(介護予防)短期入所生活介護	0	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0
7	1670400074	富山県	魚津市	新川ウイラージョイントステイ	(介護予防)短期入所生活介護	501.665	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	4,996,560
8	1670400066	富山県	魚津市	魚津市西部デイサービスセンター	通所介護	442.810	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	3,135,120
9	1670400066	富山県	魚津市	魚津市西部デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	20.820	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	147,360
10	1670400231	富山県	魚津市	新川ウイラーデイサービスセンター	通所介護	343.373	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	2,431,080
11	1670400231	魚津市	魚津市	新川ウイラーデイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	35.145	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	248,880
12	1670400223	魚津市	魚津市	経田デイサービスセンター	地域密着型通所介護	177.599	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,257,360
13	1670400223	魚津市	魚津市	経田デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	21.292	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	150,720
14	1670400652	魚津市	魚津市	住吉デイサービスセンター	地域密着型通所介護	207.278	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,467,480
15	1670400652	魚津市	魚津市	住吉デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	18.349	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	129,960
16	1670400504	魚津市	魚津市	片貝デイサービスセンター	地域密着型通所介護	100.929	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 5 年 4 月 (1 ヶ月)	59,550
17	1670400504	魚津市	魚津市	片貝デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	11.387	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 5 年 4 月 (1 ヶ月)	6,720
18	1670400082	魚津市	魚津市	グループホームしんきろうハウス	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	207.790	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	2,767,800
19	1690400070	魚津市	魚津市	グループホームちゅうりっぷ	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	215.186	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	2,866,320
20	1670400447	富山県	魚津市	新川ウイラー訪問介護事業所	訪問介護	440.411	10.00	継続	加算 I	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	7,240,320

介護保険事業所番号	指定権者名	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	一月あたり介護給付総単位数[単位]	1単位あたりの単価[円]	新規・継続の別	算定する 処遇改善 加算の区分	加算率 (c)	算定対象月 (d)	処遇改善加算 の見込額[円] (a×b×c×d)
21	魚津市	富山県	魚津市	新川ウィーク訪問介護事業所	訪問型サービス(総合事業)	70,729	10,00	継続	加算Ⅰ	13.7%	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	1,162,800
22	富山市	富山県	富山市	さくらヘルパーステーション	訪問介護	153,250	10,21	継続	加算Ⅰ	13.7%	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	2,572,296
23	富山市	富山県	富山市	さくらヘルパーステーション	訪問型サービス(総合事業)	5,153	10,21	継続	加算Ⅰ	13.7%	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	86,496
24	富山市	富山県	富山市	グループホームさくら	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	217,221	10,14	継続	加算Ⅰ	11.1%	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	2,933,940
25	魚津市	富山県	魚津市	小規模多機能型居宅介護事業所 小津の里	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	318,998	10,00	継続	加算Ⅰ	10.2%	令和5年4月～令和5年4月(1ヶ月)	325,380

別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善加算(施設・事業所別)要致)

法人名 社会福祉法人 新川老人福祉会

特定加算(見込額)の合計(円)(別紙様式2-1 2(2)①に記載) 20,924,878

介護保険事業所番号	指定事業者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 単価(円) 数(単位) (a)	1単位 あたりの 単価(円) (b)	新設・ 継続 の別	特定加算 加算 の区分 (c)	介護福祉士配置等要件	算定対象月 (f)	特定加算の見 込額(円) (a×b×c×f)
		都道府県	市区町村									
1	1670400199	富山県	魚津市	特別養護老人ホーム新川ウーラ	介護老人福祉施設	965,878	10.00	継続	特定加算Ⅰ	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	3,129,480
2	1670400546	富山県	魚津市	特別養護老人ホーム新川ウーラ	(介護予防)短期入所生活介護	0	10.00	継続	特定加算Ⅱ	所定事業所において介護職員 等特定処遇改善加算Ⅰの届出あり	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	0
3	1670400660	富山県	魚津市	特別養護老人ホーム新川ウーラ東 館・新館ニホ	介護老人福祉施設	1,641,289	10.00	継続	特定加算Ⅰ	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	5,317,800
4	1670400660	富山県	魚津市	特別養護老人ホーム新川ウーラ東 館・新館ニホ	(介護予防)短期入所生活介護	0	10.00	継続	特定加算Ⅱ	所定事業所において介護職員 等特定処遇改善加算Ⅰの届出あり	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	0
5	1690400021	魚津市	魚津市	地域密着型特別養護老人ホーム片 貝ウーラ	地域密着型介護老人福祉施設	589,449	10.00	継続	特定加算Ⅰ	日常生活継続支援加算(Ⅰ)又は (Ⅱ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	1,909,800
6	1670400538	富山県	魚津市	地域密着型特別養護老人ホーム片 貝ウーラ	(介護予防)短期入所生活介護	0	10.00	継続	特定加算Ⅱ	所定事業所において介護職員 等特定処遇改善加算Ⅰの届出あり	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	0
7	1670400074	富山県	魚津市	新川ウーラ・ラ・ショーステイ	(介護予防)短期入所生活介護	501,665	10.00	継続	特定加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	1,625,400
8	1670400066	富山県	魚津市	魚津市西部アイ・ビ・センター	通所介護	442,810	10.00	継続	特定加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	637,680
9	1670400066	魚津市	魚津市	魚津市西部アイ・ビ・センター	通所型サービス(総合事業)	20,820	10.00	継続	特定加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	30,000
10	1670400231	富山県	魚津市	新川ウーラ・アイ・ビ・センター	通所介護	343,373	10.00	継続	特定加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	494,400
11	1670400231	魚津市	魚津市	新川ウーラ・アイ・ビ・センター	通所型サービス(総合事業)	35,145	10.00	継続	特定加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	50,640
12	1670400223	魚津市	魚津市	経田アイ・サ・ビ・センター	地域密着型通所介護	177,599	10.00	継続	特定加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	255,720
13	1670400223	魚津市	魚津市	経田アイ・サ・ビ・センター	通所型サービス(総合事業)	21,292	10.00	継続	特定加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	30,720
14	1670400652	魚津市	魚津市	住吉アイ・サ・ビ・センター	地域密着型通所介護	207,278	10.00	継続	特定加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	298,440
15	1670400652	魚津市	魚津市	住吉アイ・サ・ビ・センター	通所型サービス(総合事業)	18,349	10.00	継続	特定加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	26,400
16	1670400504	魚津市	魚津市	片貝アイ・サ・ビ・センター	地域密着型通所介護	100,929	10.00	継続	特定加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	令和5年4月～令和5年4月(1ヶ月)	10,090
17	1670400504	魚津市	魚津市	片貝アイ・サ・ビ・センター	通所型サービス(総合事業)	11,387	10.00	継続	特定加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 又は(Ⅱ)に就ける市町村独自の 加算	令和5年4月～令和5年4月(1ヶ月)	1,140
18	1670400082	魚津市	魚津市	グループホーム・レム・きろうハウス	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	207,790	10.00	継続	特定加算Ⅱ	いずれも取得していない	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	573,480
19	1690400070	魚津市	魚津市	グループホーム・ちゅうりっぷ	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	215,186	10.00	継続	特定加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	800,520
20	1670400447	富山県	魚津市	新川ウーラ訪問介護事業所	訪問介護	440,411	10.00	継続	特定加算Ⅰ	特定事業所加算(Ⅱ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	3,329,520
21	1670400447	魚津市	魚津市	新川ウーラ訪問介護事業所	訪問型サービス(総合事業)	70,729	10.00	継続	特定加算Ⅰ	特定事業所加算(Ⅱ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	534,720
22	1670104304	富山県	富山県	さくら・ハルバー・ステーション	訪問介護	153,250	10.21	継続	特定加算Ⅰ	特定事業所加算(Ⅱ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	1,182,924
23	1670104304	富山県	富山県	さくら・ハルバー・ステーション	訪問型サービス(総合事業)	5,153	10.21	継続	特定加算Ⅰ	特定事業所加算(Ⅱ)	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	39,816
24	1690101181	富山県	富山県	グループホーム・まくら	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	217,221	10.14	継続	特定加算Ⅱ	-	令和5年4月～令和6年3月(12ヶ月)	607,908
25	1690400013	魚津市	魚津市	小規模多機能型居宅介護事業 所 小津の里	(介護予防)小規模多機能型居宅 介護	318,998	10.00	継続	特定加算Ⅱ	-	令和5年4月～令和5年4月(1ヶ月)	38,280

	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 【単位】 (a)	1単位あ たりの単 価【円】 (b)	新規・ 継続 の別	加 算 率 (i)	算定対象月 (m)	介護職員等ベ ースアップ等支援 加算の見込額 (a×b×i×m) 【円】
			都道府県	市区町村								
1	1670400199	富山県	富山県	魚津市	特別養護老人ホーム新川ウイラー	介護老人福祉施設	965,878	10,00	継続	1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,854,480
2	1670400546	富山県	富山県	魚津市	特別養護老人ホーム新川ウイラー	(介護予防)短期入所生活介護	0	10,00	継続	1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0
3	1670400660	富山県	富山県	魚津市	特別養護老人ホーム新川ウイラー東 館・新館ユニト	介護老人福祉施設	1,641,289	10,00	継続	1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	3,151,320
4	1670400660	富山県	富山県	魚津市	特別養護老人ホーム新川ウイラー東 館・新館ユニト	(介護予防)短期入所生活介護	0	10,00	継続	1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0
5	1690400021	魚津市	富山県	魚津市	地域密着型特別養護老人ホーム片 貝ウイラー	地域密着型介護老人福祉施設	589,449	10,00	継続	1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,131,720
6	1670400538	富山県	富山県	魚津市	地域密着型特別養護老人ホーム片 貝ウイラー	(介護予防)短期入所生活介護	0	10,00	継続	1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	0
7	1670400074	富山県	富山県	魚津市	新川ウイラーショーステイ	(介護予防)短期入所生活介護	501,665	10,00	継続	1.6%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	963,240
8	1670400066	富山県	富山県	魚津市	魚津市西部デイサービスセンター	通所介護	442,810	10,00	継続	1.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	584,520
9	1670400066	魚津市	富山県	魚津市	魚津市西部デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	20,820	10,00	継続	1.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	27,480
10	1670400231	富山県	富山県	魚津市	新川ウイラーデイサービスセンター	通所介護	343,373	10,00	継続	1.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	453,240
11	1670400231	魚津市	富山県	魚津市	新川ウイラーデイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	35,145	10,00	継続	1.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	46,440
12	1670400223	魚津市	富山県	魚津市	経田デイサービスセンター	地域密着型通所介護	177,599	10,00	継続	1.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	234,480
13	1670400223	魚津市	富山県	魚津市	経田デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	21,292	10,00	継続	1.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	28,080
14	1670400652	魚津市	富山県	魚津市	住吉デイサービスセンター	地域密着型通所介護	207,278	10,00	継続	1.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	273,600
15	1670400652	魚津市	富山県	魚津市	住吉デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	18,349	10,00	継続	1.1%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	24,240
16	1670400504	魚津市	富山県	魚津市	片貝デイサービスセンター	地域密着型通所介護	100,929	10,00	継続	1.1%	令和 5 年 4 月～令和 5 年 4 月 (1 ヶ月)	11,100
17	1670400504	魚津市	富山県	魚津市	片貝デイサービスセンター	通所型サービス(総合事業)	11,387	10,00	継続	1.1%	令和 5 年 4 月～令和 5 年 4 月 (1 ヶ月)	1,250
18	1670400082	魚津市	富山県	魚津市	グループホームしんきろうハウス	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	207,790	10,00	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	573,480
19	1690400070	魚津市	富山県	魚津市	グループホームちゅうりっぷ	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	215,186	10,00	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	593,880
20	1670400447	富山県	富山県	魚津市	新川ウイラー訪問介護事業所	訪問介護	440,411	10,00	継続	2.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	1,268,400

	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 〔単位〕 (a)	1単位あ たりの単 価〔円〕 (b)	ベースアップ等加算			
			都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	加 算 率 (i)	算定対象月 (m)	介護職員等ベ ースアップ等支援 加算の見込額 (a×b×1×m) 〔円〕
21	1670400447	魚津市	富山県	魚津市	新川グループ訪問介護事業所	訪問型サービス(総合事業)	70,729	10.00	継続	2.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	203,640
22	1670104304	富山市	富山県	富山市	さくらヘルパーステーション	訪問介護	153,250	10.21	継続	2.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	450,624
23	1670104304	富山市	富山県	富山市	さくらヘルパーステーション	訪問型サービス(総合事業)	5,153	10.21	継続	2.4%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	15,192
24	1690101181	富山市	富山県	富山市	グループホームさくら	(介護予防)認知症対応型共同生活 介護	217,221	10.14	継続	2.3%	令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月 (12 ヶ月)	607,908
25	1690400013	魚津市	富山県	魚津市	小規模多機能型居宅介護事業 所 小津の里	(介護予防)小規模多機能型居宅介 護	318,998	10.00	継続	1.7%	令和 5 年 4 月～令和 5 年 4 月 (1 ヶ月)	54,230